



# あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】人事院勧告の概要（昨年との比較）

区分	2024人勧(8/8)	2023人勧(8/7)
給与	▶官民較差 <u>2.76%</u> (11,183円) ▶採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引上げ(給与制度のアップデートの先行実施) ▶初任給を始め若年層からおおむね30歳台後半に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定 ▶平均改定率 <u>3.0%</u> (1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級以上1.2%等)	▶官民較差 <u>0.96%</u> (3,869円) ▶初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定 ▶平均改定率 <u>1.1%</u> (1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%)
一時金	▶0.1月分 ▶民間の支給状況等を踏まえ期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月配分 ▶年間4.50月⇒4.60月	▶0.1月分 ▶民間の支給状況等を踏まえ期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月配分 ▶年間4.40月⇒4.50月
その他	▶寒冷地手当 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ(2024年4月実施)。新たな気象データに基づき、支給地域を改定(2025年4月実施)。 ▶給与制度のアップデート(勧告、2025年4月実施、初任給等の水準引き上げは2024年4月先行実施) ○俸給(係長以上職責重視の体系へ) ○地域手当(都道府県単位、級地を5段階へ削減) ○通勤手当等(支給限度額を月15万円に引き上げ等) ○扶養手当(配偶者分廃止、子に係る手当増額) ○ボーナス(成績優秀者への勤勉手当支給上限引上げ等) ○その他手当(再任用職員の手当拡大等)	▶在宅勤務等手当の新設⇒月額3,000円 ▶非常勤職員の給与⇒非常勤職員に準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を指針に追加。 ▶給与制度のアップデート(公務員人事管理に関する報告) ○人材確保への対応 ○組織パフォーマンスの向上 ○働き方・ライフスタイルの多様化



## 人 勧

### 人事院勧告の概要と特徴点

官民較差2・76%、初任給・若年層中心に俸給表全体を引き上げ！一時金0・1月分増



▼人事院は8月8日に、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

▼今回は、勧告と同日に出された公務員連絡会等の声明や、【図表1】の昨年の人勧概要との比較を基に、少し分析をしたいと思います。

▼まず給与についてです。  
官民(4月分給与)較差2・76%で、平均改定率が3・0%、「給

与制度のアップデート」の先行実施として、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げたうえで、おおむね30歳台後半までに重点配分されています。今回も、俸給表全体の引き上げとなりましたが、物価高騰のなか、2年以上にわたり実質賃金の前年比マイナスが続くなかで、特に中高年層職員にとっては不満の残る勧告内容と言わざるを得ません。

ちなみに、給与についての勧告で、引き上げ率が2%を超えたのは、1992年以来32年ぶりとなります。過去の勧告概要は下のQRコードからご確認ください。



### 当面の日程

- 8月21日(水)
  - 13:30 県本部単代会議
  - 15:30 共済県支部単代会議(福島GP)
- 8月26日(月)
  - 18:30 両沼ブロック会議(柳津町役場)
- 8月27日(火)
  - 18:30 北会耶麻ブロック会議(会津若松市河東農村環境改善セ)
- 8月29日(木) 30日(木)
  - 自治労第98回定期大会(千葉ポートアリーナ)

秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！

▼次に、「一時金」についてです。  
 ○直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況等を踏まえ、年間4・50月を、4・60月にするという勧告です。配分は、昨年に引き続き期末手当・勤勉手当にそれぞれ0・05月となりま  
 す。ここで忘れてならないのは、福島県の場合、国よりも0・05月低い、現行4・45月の支給であるということ  
 ▼さて、以上の内容をお読みいただいて、「いったいどの位あがるんだ？」という声が聞こえてきそうなので、「図表2」に級別に号給（国は「号俸」）をピックアップして一覧表にしましたので、ご参照いただければと思います。  
 【図表2】でもお分かりいただけると思いますが、この間、人事院は「人材確保」を重要課題としており、優秀な人材を集めたいという思いから、「初任給を始め若年層中心の配分」となっています。  
 ▼次に、今回の勧告の給与・一時金以外の特徴点等（概要）について記載します。  
 ①地域手当↓都道府県単位（中核的な市は個別指定）での大きくくり化、級地を5段階に削減。（福島県は支給対象外。地域手当については前号機関紙を参照ください）

【図表2】人勤内容を基にした給与・一時金の年間差額試算（目安額）

級	号給	現行月額①	改定額②	②×12月=③	①×一時金0.1月=④	年間差額③+④=⑤
1	12	178,400	24,900	298,800	17,800	316,600
1	44	224,500	20,200	242,400	22,450	264,850
2	12	228,600	20,800	249,600	22,800	272,400
2	28	251,800	15,800	189,600	25,100	214,700
3	12	260,500	16,400	196,800	26,000	222,800
3	46	313,200	7,200	86,400	31,300	117,700
4	30	329,900	7,500	90,000	32,900	122,900
4	60	373,900	4,400	52,800	37,300	90,100
4	88	388,900	4,200	50,400	38,800	89,200

【図表2】の解説  
 ※10月初旬に出される予定の県人事委員会勧告も、今回の人事院勧告と同じ改定率と仮定して、試算したものです。あくまで、「目安」としてご覧ください。  
 ①級・号給は、県内単組のモデル賃金から抜粋したものです。  
 ②現行月額は県の現行給料表の額です。  
 ③改定額は、例えば「1級12号給」であれば、国俸給表の「1級12号俸」の改定率で算出しています。  
 ④一時金は、扶養手当や役職加算は加味していません。  
 ⑤ご自分の級・号給と近い方の改定額等を参照してください。



②通勤手当↓支給限度額を月15万円に引き上げ。この範囲内で特急料金も全額支給。新幹線通勤等の要件緩和。  
 ③扶養手当↓配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を増額。（2年間で段階的に実施）  
 ④寒冷地手当↓月額11・3%引き上げ。気象庁データ「メッシュ年平均値2020」に基づく級地区分等の見直し。  
 ⑤再任用職員↓異動の円滑化に資する手当拡大（住居手当・特勤手当・寒冷地手当等）  
 ▼人事院勧告の次は、いよいよ私たちに直接影響する「県人事委員会勧告」（以下、県人勤）です。人事院勧告をベースとした内容となる訳ですが、「県内の官民較差」となるので、給与改定率等が変わってくる可能性が高いです。ちなみに、昨年は国の0・96%に対し、県人勤は0・88%でした。  
 ▼県人勤は、昨年は10月3日（火）でした。各単組とも、秋季賃金確定闘争へ向け、人事院勧告内容の学習や、秋闘独自要求書作成へ向けたアンケートの実施検討など、準備を進めてください。



総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



編集後記

▼日中は、まだまだ酷暑が続きます。引き続き、しっかりと体調管理を行いましょう。  
 ▼さて、8日の日向灘を震源とする地震発生を受け、気象庁は、南海トラフ地震の臨時情報「巨大地震注意」を発表しました。「会津は関係ない」と思われたあなた、会津にも「会津盆地西縁・東縁断層帯」なるものがあるのをご存知でしょうか？直近では1611年（江戸時代）の会津地震があり、直下型地震であったことから、震度6強〜7に相当する揺れであったと言われています。備えあれば：ですね。（坂内）

